

令和 5 年 5 月 9 日

月の浦小学校保護者様

大野城市教育委員会
月の浦小学校長 清尾 昌利

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から本市の教育へのご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、5 月 8 日からの新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、感染症対策の見直しが図られています。

このことを受けて、大野城市教育委員会も下記のとおり学校における感染症対策の見直しを行いました。今後、児童生徒の感染が確認された場合は、文部科学省通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和 5 年 5 月改訂版）」に従い、判断し対応することになります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校における感染対策の考え方

（1）引き続き講じる対策

- 家庭と連携して児童生徒の健康状態を把握します。
- 適切な換気を確保します。
- 手洗い等の手指衛生や咳エチケットについて指導します。

（2）感染状況が落ち着いている平時の対応

- マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 学校給食の場面において「黙食」は不要にします。

（3）学校において感染が流行している場合に活動場面に応じて一時的に講じる対策

- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えます。
- 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保します。

2 感染者の出席停止について（学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号より）

- 感染した場合は、発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまでが出席停止期間になります。
- 同居家族が感染した場合（これまでの濃厚接触者）等については、出席停止を求めません。

3 学級閉鎖（部活動停止、学年閉鎖、臨時休業）について（国の対応ガイドラインより）

- 感染者の人数に着目したものではなく、学級や部活動内の感染経路に関連があり、拡大するおそれがある場合に実施します。
- 校医の意見や地域の感染状況も把握しながら、教育委員会と学校が協議して判断します。